



○協議第20号  
地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについては、次のとおり確認されました。

- 5町で差異のある税制等については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 個人市民税の均等割額は、地方税法の定めにより標準税率を採用する。

(2) 個人市民税及び固定資産税の納期は、地方税法の定める納期による。

(3) 軽自動車税の納期は、課税客体の把握に要する事務処理期間を考慮し、5月1日から5月31日とする。

(4) 個人市民税及び固定資産税に係る納期付報奨金については、次のとおり取扱う。

①交付率は、100分の1とする。

②月数については、全期前納方式による算定とする。

③交付額の上限は5万円、下限は100円とする。

なお、個人市民税の均等割額は、地方税法第310条の規定により年額2,500円(人口5万以上50万未満の市)となります。

○協議第21号  
公共的団体等の取扱いについて

(その1)

公共的団体等の取扱いについては、提案した調整の内容を一部修正して、次のとおり確認されました。

● 公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあたり方について調整に努めたものとする。

● 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合するよう調整に努めるが、統合に時間を要する場合は、将来的の統合に向けて検討がすすめられる

よう指導する。

② 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあたり方について協議していく。

○協議第22号  
各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、次のとおり提供されるが、商工会等との事案されました。

前段階における詳細な調整が必要との意見が出され、次回協議会への懸念協議となりました。

● 各町の補助金、交付金等は従来からの経緯、実情等を考慮し、新市において検討するものとする。

(1) 自治会補助金については、新市の自治会活動を充実させるよう交付水準について配慮する。

(2) 各町同一あるいは、同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。

(3) 各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。

(4) 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。



○協議第23号  
国民健康保険の取扱いについて

介護保険の取扱いについて

のとおり確認されました。

介護保険の取扱いについては、次

のとおり確認されました。

● 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し統一を図る。

● 納期は、国民健康保険税の納期を考慮し、統一を図る。

● 基金は、合併時に全額を持ち寄る。

● 要介護認定期間、保険料督促手数料、給付費、給付に係る事務

2割軽減を適用することとする。

● 納期は保険税額を考慮し、適正な納期で統一を図る。

● 低所得者利用者負担対策事業は現行のとおりとし、介護保険事業計画策定事業については、事業計画を統一して策定し実施する。

● 保健事業と健康教育については、現在実施している町に準じて、新市においても行うこととする。

● 但し、実施内容については、次回も実施する。但し、実施形態及び補助額等については統一を図る。

● 人間ドック補助は新市においても実施する。但し、実施形態及び補助額等については統一を図る。

● 財政調整基金は合併時に全額を持ち寄る。

● 高額療養費賃貸付については、新市においても実施する。なお、基金の額は15,000,000円とし、貸付額は現行のとおりとする。

● 新市においても実施する。なお、基金の額は15,000,000円とし、貸付額は現行のとおりとする。

● 高額療養費賃貸付については、新市においても実施する。なお、基金の額は15,000,000円とし、貸付額は現行のとおりとする。

● 建設関係事業の取扱いについては、建設関係事業の取扱いについては、次回も実施する。但し、実施形態及び補助額等については統一を図る。

● 町道、港湾関係については、現行のとおり確認されました。

● 町道、港湾工事にかかる費用については、全額新市の負担とする。

● 建設関係事業については、新市の建設設計に基づき計画的に実施し、継続事業は引き続き実施する。

● 道路占用料及び路面復旧費については、香川県に準じるものとするが、橋梁維持管理使用条例は廃止する。

● 指定文化財等は、新市に引き継ぐこととする。各事業等は、新市においても継続して実施する。

● なら、「成人式」の取扱いについては、実施時期(1月か8月か)及び実施方法(合同か町単位か)などについて、平成14、15年度中に新成人になられる方を対象に意向調査を実施し、その結果を参考にしながら決定していくことになりました。

● 同和教育の取扱いについては、同和教育の取扱いについては、次のとおり確認されました。

● 人権教育推進市町事業等は新市においても引き続き実施する。

● 納税奨励金及び納稅貯蓄組合は、合併時に廃止する。

● 納稅奨励金については、合併時に廃止する。

● 建設関係事業の取扱いについては、建設関係事業の取扱いについては、次回も実施する。但し、実施形態及び補助額等については統一を図る。

● 町、字の区域及び名称の取扱いについては、町、字の区域及び名称の取扱いについては、次回も実施する。但し、実施形態及び補助額等については統一を図る。

● 市章、市民憲章、市木、市花、市歌及び表彰規定については、新市において新たに定める。

● 町の慣習の取扱いについては、町の慣習の取扱いについては、次回も実施する。但し、実施形態及び補助額等については統一を図る。

● 市章、市民憲章、市木、市花、市歌及び表彰規定については、新市において新たに定める。

● 各種イベント(津田まつり、みろく納涼夏まつり、志度ワイワイまつり、椿まつり、かぐや姫力二バルなど)については、原則として現行のとおりとするが、新市において調整を図る。

● 姉妹都市等の取扱いについては、姉妹都市等の取扱いについては、次回も実施する。但し、実施形態及び補助額等については統一を図る。

● 姉妹都市友好交流都市は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

● 指定文化財等は、新市に引き継ぐこととする。各事業等は、新市においても継続して実施する。

● 市においても継続して実施する。なら、「成人式」の取扱いについては、実施時期(1月か8月か)及び実施方法(合同か町単位か)などについて、平成14、15年度中に新成人になられる方を対象に意向調査を実施し、その結果を参考にしながら決定していくことになります。

● 同和教育の取扱いについては、同和教育の取扱いについては、次のとおり確認されました。

● 人権教育推進市町事業等は新市においても引き続き実施する。

● 納稅奨励金及び納稅貯蓄組合は、合併時に廃止する。

● 紳稅奨励金については、合併時に廃止する。

● 建設関係事業の取扱いについては、建設関係事業の取扱いについては、次回も実施する。但し、実施形態及び補助額等については統一を図る。

● 町、字の区域及び名称の取扱いについては、町、字の区域及び名称の取扱いについては、次回も実施する。但し、実施形態及び補助額等については統一を図る。

● 市章、市民憲章、市木、市花、市歌及び表彰規定については、新市において新たに定める。

● 町の慣習の取扱いについては、町の慣習の取扱いについては、次回も実施する。但し、実施形態及び補助額等については統一を図る。

● 市章、市民憲章、市木、市花、市歌及び表彰規定については、新市において新たに定める。

● 各種イベント(津田まつり、みろく納涼夏まつり、志度ワイワイまつり、椿まつり、かぐや姫力二バルなど)については、原則として現行のとおりとするが、新市において調整を図る。

● 姐妹都市等の取扱いについては、姉妹都市等の取扱いについては、次回も実施する。但し、実施形態及び補助額等については統一を図る。

● 姐妹都市友好交流都市は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。



## 合併協定項目

(平成12年10月23日現在)

- 印は基本方針が確認された項目
- 印は現在協議中の項目
- 印は今後協議する項目

### - 基本的協定項目 -

- 合併の方式に関する事項
- 合併の期日に関する事項
- 新市の名称に関する事項
- 新市事務所の位置に関する事項
- 財産及び債務の取扱いに関する事項

### - 合併特例法に規定されている協定項目 -

- 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事項
- 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事項
- 地方税の取扱いに関する事項
- 一般職の職員の身分の取扱いに関する事項

### - その他必要協定項目 -

- 特別職等の身分の取扱いに関する事項
- 条例、規則等の取扱いに関する事項
- 事務機関及び組織の取扱いに関する事項
- 一部事務組合等の取扱いに関する事項
- 使用料、手数料等の取扱いに関する事項
- 公共的団体等の取扱いに関する事項
- 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事項
- 町、字の区域及び名前の取扱いに関する事項
- 町の慣習の取扱いに関する事項
- 国民健康保険の取扱いに関する事項
- 介護保険の取扱いに関する事項
- 消防団の取扱いに関する事項
- 各種事務事業の取扱いに関する事項
  - 自治会・行政連絡機構の取扱い
  - 情報公開の取扱い
  - 防災関係の取扱い
  - 姉妹都市等の取扱い
  - 病院の取扱い
  - 納税関係の取扱い
  - 電算システムの取扱い
  - 広報広報の取扱い
  - 各福祉制度の取扱い
  - 同和対策の取扱い
  - 社会福祉審議会の取扱い
  - じんあい処理の取扱い
  - 保健衛生の取扱い
  - 農林水産関係事業の取扱い
  - 商工観光の取扱い
  - 都市計画の取扱い
  - 建設関係事業の取扱い
  - 公営住宅の取扱い
  - 上水道等の取扱い
  - 公共下水道等の取扱い
  - 小中学校・幼稚園の通学区域等の取扱い
  - 学校教育の取扱い
  - 学校給食の取扱い
  - 社会教育の取扱い
  - 同和教育の取扱い
  - 新市建設計画に関する事項
  - その他必要な事項に関する事項

### 人事異動 ○事務局人事異動(平成12年10月1日付け)

津田町教育委員会生涯学習課長

六車正徳(合併協議会事務局計画班)

合併協議会事務局計画班

東直行(津田町税務課副主幹)

※( )内は前任

### ご意見をお待ちしています

合併協議会事務局では、皆さんからのご意見等をお待ちしています。合併についてのお問い合わせやご意見ご提案等がございましたら、津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会事務局(〒769-2392 大川郡長尾町寒川888番地5 長尾町役場内 TEL0879-52-2948 FAX0879-52-2971)又は各町合併推進窓口まで、お寄せいただけますようお願いいたします。

## (特産品編)

### 白下糖 (津田町)



白下糖は、砂糖を煮詰めたものを自然冷蔵で固めた初製糖で、今は200年以上の歴史と伝統を持った香川の特産物となりています。古里の自然と風土に育まれ、季節限定商品ともなっています。古里の珍めどりです。

### じねんじょ (大川町)



豊かな自然と穏やかな気候風土に恵まれた大川町では、自然要素など様々な農産物が育まれています。特に、大川町の特産品である自然薯は、パイプの中でも最もよく育成されています。天然の山芋で、風味たっぷりの美味しさが自慢の一品です。

### 桐下駄 (志度町)



志度町の伝統的な特産品である桐下駄は、年間約50万足が生産され、全国シェアの55%を誇っています。桐下駄の履き心地や美しさは、近年の競争に勝るため、多くの差別化がなされています。最近は、健康的で履き易いことが広く、年齢層も幅広いのが特徴として受け入れられています。つまり、数十年前から生まれた春日うどん。そのコシの強さと柔軟性の良さは、天下一品の風味も味わいも追求です。さらに、兼ねて、冷やしつぶしと多彩に七変化します。

### 春田うどん (寒川町)



本質の小麦粉を原料に、「十三暮六」と呼ばれる種類の蕎麦粉と伝統の技から生まれた春日うどん。そのコシの強さと柔軟性の良さは、天下一品の風味も味わいも追求です。さらに、兼ねて、冷やしつぶしと多彩に七変化します。

### マスカット (長尾町)



JR高徳線・道の駅北側の山腹に並ぶガラス温室で、マスカット・カブ・アレキサンドリアが栽培されています。この品種は、果肉が太くて糖度が高いとされています。また、季節の旬の野菜をのせた「しおぼくうどん」も人気です。地元では、うどんは「うどん」と「ノド越し」と言われています。

澄み切った空気、流れる風の冷たさに、ふと耳を澄ませて、深まる季節の足音を聞きながら、大きく深呼吸してみると、秋色で何えるならばセシチメンタルなモノトーン。

それが今年一年の過ぎ去った思い出を胸に抱きながら、時として立ち止まり、振り向いたりして、主人公を演じていた自分を垣間見たりしている姿が、とても似合いで、心が温まる季節。実りの秋、芸術の秋、食欲の秋とも言えます。

われますが、20世紀の終焉を迎え、皆様は今年どのような秋を満喫されるのでしょうか。今回は、古里の卓越した技、芳醇な味わいに磨かれた5町の「特産品」について紹介いたします。